

1 施策体系

基本理念

基本方針

施策の方向性

市民・事業者・行政が共に学び 共に行動し 持続可能な循環型都市をめざします

1 協働

～3Rの取り組みを支える 持続可能な仕組みづくり～

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

① 環境学習の推進

② 協働を促進するための情報共有

2 2Rの推進

～「もったいない」の心で ごみも資源も元から減らす～

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」)の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

③ 名古屋ルール運動の展開

④ 消費者・事業者の自主的な行動の促進

⑤ リユースの取り組み支援

⑥ 2R推進のための社会経済システムの構築

主な施策

めざすまちの姿

- ◎ 「なごや環境学習プラン」の推進
- 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進
- 環境学習拠点(エコパルなごや)の充実
- 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ
- 「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援
- ◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成

- 3Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信
- 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表
- ◎ IT媒体による情報の充実
- ◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信
- 集団資源回収団体への研修機会の充実

- レジ袋有料化の推進
- ◎ 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり
- マイボトル・マイカップ運動の推進
- ◎ リユースびん循環の仕組みづくり

- ◎ 動画等を活用した広報・啓発の展開
- 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
- 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギョツと水切り・ひとしほり運動」の推進
- 生ごみ堆肥化の促進
- ◎ 飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり
- 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施
- エコ事業所認定制度による2Rの推進
- ◎ 2Rに係る中小事業者への重点的な啓発

- リユース家具の展示・販売
- リユースに取り組むための講座の開催
- リユース食器の貸し出し
- 地域におけるフリーマーケットの開催支援
- ◎ 2Rに係る中小事業者への重点的な啓発（再掲）
- ◎ リユースびん循環の仕組みづくり（再掲）

- 法整備による拡大生産者責任の徹底
- 家庭ごみコスト負担のあり方についての検討
- 事業者の自己処理責任の徹底

廃棄物などの発生抑制がすすみ 資源が無駄なく利活用され 環境への負荷が最小限に抑えられている

3 分別・リサイクルの推進

～ごみも資源も 分けて生かす～

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

⑦ 市民の分別徹底

⑧ 事業者の分別徹底

⑨ 限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

⑩ リサイクル推進のための社会経済システムの構築

4 環境に配慮した施設整備

～将来にわたり持続可能な 処理・処分体制を確保する～

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

⑪ 環境負荷の低減

⑫ 計画的な施設整備

⑬ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

主な施策

めざすまちの姿

- ◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発
- ◎ IT媒体による情報の充実（再掲）
- 住宅管理会社（協議会）との連携強化
- ◎ 分別指導体制の強化
- 地域と協働した取り組みの推進
- ◎ 古着・古布の資源化の促進
- 古紙持ち去り防止対策の実施

- 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施（再掲）
- 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進
- ◎ 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導
- 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ
- ◎ 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発

- 小型家電リサイクルの推進
- 食用油リサイクルの推進
- ◎ 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討
- ◎ 「水銀に関する水俣条約」への対応
- ◎ スプレー缶類の排出方法の変更

- 法整備による拡大生産者責任の徹底

- 北名古屋工場（仮称）における焼却灰等の資源化
- ◎ 設備更新（富田工場・南陽工場）後の焼却灰の資源化手法の検討
- 発電効率の向上
- メタン発酵処理設備の導入検討

- 北名古屋工場（仮称）の建設
- 富田工場の設備更新
- ◎ 南陽工場の設備更新
- ◎ 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討
- 北名古屋工場（仮称）への破碎設備の導入
- ◎ 破碎施設の整備計画の検討
- 資源選別・保管施設の整備

- ◎ 愛岐処分場の長寿命化
- 広域処分場の活用
- 新規処分場の検討

廃棄物などの発生抑制がすすみ 資源が無駄なく利活用され 環境への負荷が最小限に抑えられている

2 循環型都市の実現に向けた施策

(1) 基本方針1 協働 ～3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり～

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により、大幅なごみ減量を達成することができました。

しかし、「ごみ非常事態宣言」から15年以上が経過し、その当時の協働の取り組みを経験した市民や職員も少なくなっており、3Rの取り組みの実践にも少なからず影響を与えています。

市民・事業者と共に学び、共に行動することにより、さらなるごみ減量の取り組みを進めます。

施策体系

基本方針1 協働

～3Rの取り組みを支える
持続可能な仕組みづくり～

施策の方向性①
環境学習の推進

施策の方向性②
協働を促進するための情報共有

指標

項目	現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	81.7%	85%	90%以上

※「名古屋市総合計画2018」市民アンケート調査による

基本方針 1	協働
施策の方向性①	環境学習の推進

- ・ 循環型社会の重要性や必要性について知って理解して、具体的な行動に移すため、市民・事業者・行政が知識・ノウハウ・問題意識を持ち寄り、学び合いながら3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。
- ・ 次世代を担う子どもたちに3Rの取り組みの大切さを伝えることにより、家庭における継続的な取り組みにつなげていきます。
- ・ 職員の育成を進め、地域での3Rの取り組みを展開していきます。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<p>◎ 「なごや環境学習プラン」の推進 「なごや環境学習プラン」に基づき、すべての世代、様々な主体による学びと取り組みの場や機会の提供等の支援を行います。あわせて、新たに環境問題に関心を持つきっかけづくりの充実を図ります。</p>	○	○
<p>□ 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進 市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」の仕組みを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。</p>	○	○
<p>□ 環境学習拠点（エコパルなごや）の充実 総合的な環境学習拠点である環境学習センター（エコパルなごや）において、3Rに関する情報や環境学習機能を充実させ、子どもから大人まで幅広く、3Rに取り組むためのきっかけづくりの場を提供します。</p>	○	○
<p>□ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ 市民・事業者・行政の協働のもとに開催される環境イベント、「環境デーなごや」等において、広く市民に対して具体的な3R行動の実践を促します。</p>	○	○
<p>□ 「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援 幼稚園・保育園や学校などの環境学習の取り組みを支援するため、3Rについて分かりやすく伝える出前講座等を実施し、家庭における3Rの継続的な実践につなげます。</p>	○	○
<p>◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成 ごみ減量や循環型社会の形成を自らの問題として主体的に取り組み、「ごみ非常事態宣言」から現在までの本市のごみ減量の取り組みや分別・リサイクルの意義について、市民に分かりやすく伝えることができる職員を育成し、地域等において効果的な広報・啓発を行っていきます。</p>	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

基本方針 1

協働

施策の方向性②

協働を促進するための情報共有

- ・ 市民・事業者が3Rに取り組む意義を理解し、取り組んだ成果を実感でき、さらなる取り組みの推進につなげることができるよう、「3R行動効果の見える化」を推進します。
- ・ 「3R行動効果」を市民・事業者に的確に情報提供できるよう、対象者に合わせたきめ細かい啓発方法、多様な広報媒体の活用を進めます。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<p><input type="checkbox"/> 3Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信 ごみの処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を「見える化」し、市民や事業者に分かりやすく示すことで、3Rに取り組む意義を伝え、さらなる3Rの取り組みを推進します。</p>	○	○
<p><input type="checkbox"/> 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表 事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者に提出を義務付けている事業系廃棄物減量計画書により、事業者のごみの排出状況や資源化の実態を把握し、データの整備・公表を行います。</p>		○
<p>◎ IT媒体による情報の充実 3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。</p>	○	○
<p>◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信 市民が日常的に利用するスーパーマーケットや、コンビニエンスストア等、生活に身近な店舗の協力を得て、店頭等における広報・啓発の実施を検討します。</p>	○	○
<p><input type="checkbox"/> 集団資源回収団体への研修機会の充実 地域における古紙、古着・古布リサイクルの核となっている集団資源回収団体に対し、古紙（特に雑がみ）、古着・古布のリサイクルに関する情報の発信源となるよう、研修・説明会の充実を図ります。</p>	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

(2) 基本方針2 2Rの推進 ～「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす～

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」)の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

循環型社会形成推進基本法では、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に基づいた取り組みを進めることが重要とされています。なかでも、2R(①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース))の取り組みは、埋立量・CO₂排出量・処理コストを同時に削減する最善の方法です。

2Rの取り組みには、法整備が不可欠であることから、引き続き国に法改正を求めていくとともに、消費者の選択という行動を通じ、製造業者や小売事業者に働きかけ、2Rの取り組みを推進します。

施策体系

基本方針2 2Rの推進

～「もったいない」の心で
ごみも資源も元から減らす～

施策の方向性③

名古屋ルール運動の展開

施策の方向性④

消費者・事業者の自主的な行動の促進

施策の方向性⑤

リユースの取り組み支援

施策の方向性⑥

2R推進のための社会経済システムの構築

指標

項目	現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
家庭系のごみ・資源の総排出量 (潜在排出量)	57万トン (－)	57万トン (58万トン)	56万トン (59万トン)
事業系のごみ・資源の総排出量 (潜在排出量)	36万トン (－)	36万トン (36万トン)	35万トン (36万トン)

- ・名古屋ルール運動※により、古紙リサイクルからレジ袋有料化へと発展してきた取り組みを、レジ袋以外の容器包装にも広げ、2 R の取り組みの充実を図ります。
- ※消費者と流通事業者などが、協議して共通のルールを定め、協働により3 R の推進をめざす仕組み。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<p><input type="checkbox"/> レジ袋有料化の推進 レジ袋有料化の意義を、消費者・事業者双方に発信し、有料化実施店舗を応援します。 また、レジ袋有料化に参加していない業種・事業者に対して、引き続き参加の働きかけを行っていきます。</p>	○	○
<p><input checked="" type="checkbox"/> 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり 簡易包装の商品に識別ラベル(マーク)を付し、消費者が簡易包装の商品を選択して購入することにより、製造メーカーに容器包装の少ない商品等の開発を促す仕組みづくりの検討を進めます。</p>	○	○
<p><input type="checkbox"/> マイボトル・マイカップ運動の推進 給茶できる店舗や給水スポットの拡大により、市民がマイボトル・マイカップを使いやすい環境を整えることで、使い捨て飲料容器の削減を進めます。</p>	○	○
<p><input checked="" type="checkbox"/> リユースびん循環の仕組みづくり 市民・事業者との協働により、飲食店を中心としたリユースびん循環の仕組みづくりの検討を進めます。</p>	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

基本方針 2

2 R の推進

施策の方向性④

消費者・事業者の自主的な行動の促進

- ・ 「もったいない＝必要なものを必要なだけつくる、買う」という意識の啓発に努め、リデュースの取り組みを促進します。
- ・ 環境面だけでなく、経済的・社会的な側面からの広報・啓発を推進します。
- ・ 消費者自身が買い物を通して社会を変えていくことの重要性を啓発していきます。
- ・ 家庭から出る生ごみの減量に向けた自主的な取り組みにつながる広報・啓発を実施します。
- ・ 事業系ごみの削減がコスト削減につながることを啓発することにより、重点的に紙類と生ごみの発生抑制を推進します。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
◎ 動画等を活用した広報・啓発の展開 動画等を活用しながら、2 R の取り組みを「おしゃれ」・「お得」といった側面から PR することにより、市民の自主的な行動を促進します。	○	
□ 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施 事業者、東海三県及び本市が協働して広域的なキャンペーンを実施し、簡易包装商品の購入促進など、2 R の取り組みの広報・啓発を行います。	○	○
□ 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 家庭から出る可燃ごみの約3割を占める生ごみを削減するため、家計にもやさしい「買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない」3ない運動と、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を推進します。	○	
□ 生ごみ堆肥化の促進 生ごみ資源化の意義や方法を伝える講座を実施し、家庭の生ごみを堆肥にして家庭菜園やベランダのプランター等で有効利用する取り組みを促進します。	○	
◎ 飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり 生ごみの発生抑制について自ら取り組む、又は来店者への啓発に協力する飲食店や小売店などを登録し、広報・周知するなど、事業者と連携した食品ロス削減に向けた仕組みづくりの検討を進めます。	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<p><input type="checkbox"/> 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 事業系廃棄物減量計画書に記載された廃棄物の減量状況等を確認するとともに、問題点、課題を聞き取り、必要な助言・指導を行う立ち入り調査を実施します。</p>		○
<p><input type="checkbox"/> エコ事業所認定制度による2Rの推進 事業所における環境に配慮した自主的な取り組みを支援するエコ事業所認定制度の広報・周知に努め、OA用紙や梱包材などの発生抑制を促進します。</p>		○
<p><input checked="" type="checkbox"/> 2Rに係る中小事業者への重点的な啓発 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくことにより、中小事業者の2Rの取り組みを促進します。</p>		○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

基本方針 2

2 R の推進

施策の方向性⑤

リユースの取り組み支援

- ・ インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切に使う」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。
- ・ 市民の自主的なリユースの取り組みを支援し、さらなるリユースを推進していきます。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<input type="checkbox"/> リユース家具の展示・販売 粗大ごみの中でも修理が比較的容易な家具類を回収・修理し、展示販売することにより、物を大切に長く使うという意識の啓発に努めます。	○	
<input type="checkbox"/> リユースに取り組むための講座の開催 なごや環境大学と連携しながら、いすの座面の張り替え講座等リユースを実践するための講座を実施し、物を大切に長く使うという意識の啓発に努めます。	○	
<input type="checkbox"/> リユース食器の貸し出し 洗って繰り返し使えるリユース食器の貸し出しを通じて、「脱使い捨て容器」の意識啓発に努めます。	○	
<input type="checkbox"/> 地域におけるフリーマーケットの開催支援 不用品のリユースを図る場を地域に定着させるため、地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットの開催を支援します。	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 2 R に係る中小事業者への重点的な啓発（再掲） 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくことにより、中小事業者の2 R の取り組みを促進します。		○
<input checked="" type="checkbox"/> リユースびん循環の仕組みづくり（再掲） 市民・事業者との協働により、飲食店を中心としたリユースびん循環の仕組みづくりの検討を進めます。	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

- ・ 名古屋独自の取り組みだけでは、循環型社会の実現はできません。市民のライフスタイルやビジネススタイルを変えるとともに、本市の取り組みだけでなく、国全体の社会経済システムを循環型社会に向けたシステムに変えるための法整備を、国に働きかけていきます。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<p><input type="checkbox"/> 法整備による拡大生産者責任の徹底 発生抑制を推進するためには、拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、容器包装リサイクル法の改正や事業者引き取り品目の拡大など、法整備による拡大生産者責任の徹底を求めています。</p>	○	○
<p><input type="checkbox"/> 家庭ごみコスト負担のあり方についての検討 今後もこれまでと同様、市民・事業者との協働により、ごみ減量の取り組みを進めていきます。家庭ごみ有料化については、循環型社会システム構築のための一つの手段として、ごみ減量の取り組み状況を見極めながら議論と検討を行っていきます。</p>	○	
<p><input type="checkbox"/> 事業者の自己処理責任の徹底 事業者の自己処理責任を徹底し、ごみ減量・資源化の動機づけを促進するため、受益者負担の観点も考慮しながら、ごみ処理にかかる事業者負担についての検討を行っていきます。</p>		○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

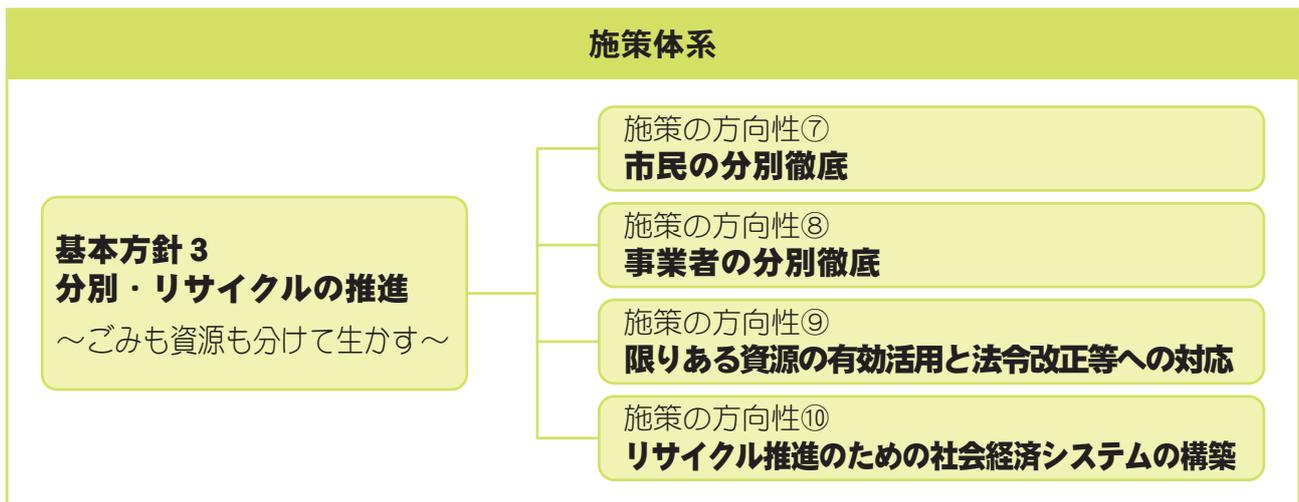
(3) 基本方針3 分別・リサイクルの推進 ～ごみも資源も分けて生かす～

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

家庭から排出されるごみについては、平成23年4月のプラスチック製品の分別区分変更以降、プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下しています。また、古着・古布、雑がみの資源分別率も1割程度にとどまっています。

事業者から排出されるごみについては、約8割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいません。

これらを重点品目として位置づけ、効果的な広報・啓発を行っていくことにより、分別・リサイクルの取り組みを進め、さらなるごみ減量をめざします。



指標				
項目	現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)	
家庭系	プラスチック製容器包装の資源分別率	47%	55%	70%
	紙製容器包装の資源分別率	34%	45%	70%
	古着・古布の資源分別率	9%	25%	40%
	雑がみの資源分別率	11%*	20%	40%
事業系	資源化可能な紙類の資源分別率	70%	75%	80%
	生ごみの資源分別率	34%	40%	50%

*平成23年度に実施した雑誌の組成調査結果（雑がみ 19.8%）から雑がみの資源化量を推計して算出

施策の方向性⑦

市民の分別徹底

- ・ 排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開します。
 <重点対象> 市政の情報が伝わりにくい市民、ワンルームマンション・共同住宅
 <重点品目> プラスチック製・紙製容器包装、古着・古布、雑がみ
- ・ 分別指導体制を強化し、地域と協力しながら取り組みを推進します。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発 学生や外国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や、転出入が激しく分別ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住宅の居住者等に対して、職員が周知・説明する機会を設け、効果的な広報・啓発を展開します。	○	
◎ IT媒体による情報の充実（再掲） 3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市公式ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。	○	○
□ 住宅管理会社（協議会）との連携強化 共同住宅管理会社等と組織する協議会を活用し、入居者に対する広報、啓発、排出指導等の取り組みを実施します。また、住宅管理会社担当者に対する分別研修の充実等、連携強化を図ります。	○	○
◎ 分別指導体制の強化 各環境事業所に配置している分別推進員の体制を拡充し、分別マナーが徹底されていない共同住宅や資源集積場所等において、不適正排出者に対する排出指導を行います。	○	
□ 地域と協働した取り組みの推進 地域で分別に協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、ごみと資源の分別や適正な排出をより一層進めるため、広報や普及啓発の取り組みを充実します。	○	
◎ 古着・古布の資源化の促進 事業者と連携した古着・古布の回収促進の取り組み等により、「古着は資源」という分別意識を定着させ、集団資源回収等での古着・古布の回収を促進します。	○	○
□ 古紙持ち去り防止対策の実施 集団資源回収の円滑な実施を確保するため、「名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例」に基づき、古紙持ち去りの根絶に向けた取り組みを進めます。	○	○

基本方針 3

分別・リサイクルの推進

施策の方向性⑧

事業者の分別徹底

- ・ 紙類と生ごみを重点品目として分別・リサイクルを促進します。
- ・ 大規模事業所、多量排出事業者に対しては、立ち入り指導を中心に、中小事業者に対しては排出実態を把握することにより広報・啓発を充実させることで、分別・リサイクルを促進します。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<input type="checkbox"/> 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施（再掲） 事業系廃棄物減量計画書に記載された廃棄物の減量状況等を確認するとともに、問題点、課題を聞き取り、必要な助言・指導を行う立ち入り調査を実施します。		○
<input type="checkbox"/> 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進 資源化が可能な紙類等は市処理施設への搬入禁止物としており、搬入時における調査・指導を通じて、事業系ごみのさらなる分別徹底、リサイクルを促進します。		○
<input checked="" type="checkbox"/> 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 事業系ごみ排出量の約半分を占める中小事業者の排出実態の把握に努め、啓発・指導に生かします。		○
<input type="checkbox"/> 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ 事業系ごみ収集の担い手である一般廃棄物収集・運搬許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。		○
<input checked="" type="checkbox"/> 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発 中小事業者において、ごみの減量・資源化で成功している事例を参考にしながら、同業種の事業者への啓発に生かしていくことにより、中小事業者の分別・リサイクルの取り組みを促進します。		○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

施策の方向性⑨

限りある資源の有効活用と法令改正等への対応

- ・ 廃棄物を貴重な資源として捉え、有用な資源を回収するとともに、エネルギー源として活用し、枯渇が懸念される天然資源の消費の抑制につなげます。
- ・ 国の法令改正等にも適切に対応していきます。

主な施策	市民と進める 取り組み	事業者と進める 取り組み
<input type="checkbox"/> 小型家電リサイクルの推進 携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電に含まれる鉄、アルミニウム、銅、貴金属等の有用な金属を資源として有効利用するため、市内のスーパーマーケットや区役所等の拠点で回収を行います。	○	○
<input type="checkbox"/> 食用油リサイクルの推進 家庭の使用済み食用油をバイオディーゼル燃料等として有効利用するため、市内のスーパーマーケット等の拠点で回収を行います。	○	○
<input checked="" type="checkbox"/> 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討 現状では資源化困難とされている品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向等を見極めながら、新たな資源化の方策を検討していきます。	○	○
<input checked="" type="checkbox"/> 「水銀に関する水俣条約」への対応 「水銀に関する水俣条約」への対応として、蛍光管など水銀を含有する廃棄物の処理について、関係法令の改正や国の方針を踏まえて回収・処理方法を検討していきます。	○	○
<input checked="" type="checkbox"/> スプレー缶類の排出方法の変更 スプレー缶類の排出方法については、「穴あけしないほうが望ましい」という国の方針も踏まえ、「穴あけ不要」に変更します。	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

基本方針 3

分別・リサイクルの推進

施策の方向性⑩

リサイクル推進のための社会経済システムの構築

- 容器包装リサイクル法は、「同じ素材でも容器包装のみに拡大生産者責任が適用されている」、「事業所から排出される容器包装には適用されない」等、多くの問題点が残されており、法整備を引き続き国に働きかけていきます。

主な施策	市民が進める取り組み	事業者が進める取り組み
<p>□ 法整備による拡大生産者責任の徹底</p> <p>現行の容器包装リサイクル法は依然として、拡大生産者責任が不十分であり、①分かりやすい素材別リサイクル、②事業所から排出される容器包装等の法ルートによる資源化、③最も手間とコストがかかる収集・選別も含めたすべてのリサイクルコストを事業者負担とする等の法整備を引き続き求めていきます。</p> <p>また、事業者引き取り品目の拡大に向け、資源有効利用促進法等の見直しについても働きかけていきます。</p>	○	○

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

(4) 基本方針 4 環境に配慮した施設整備 ～将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する～

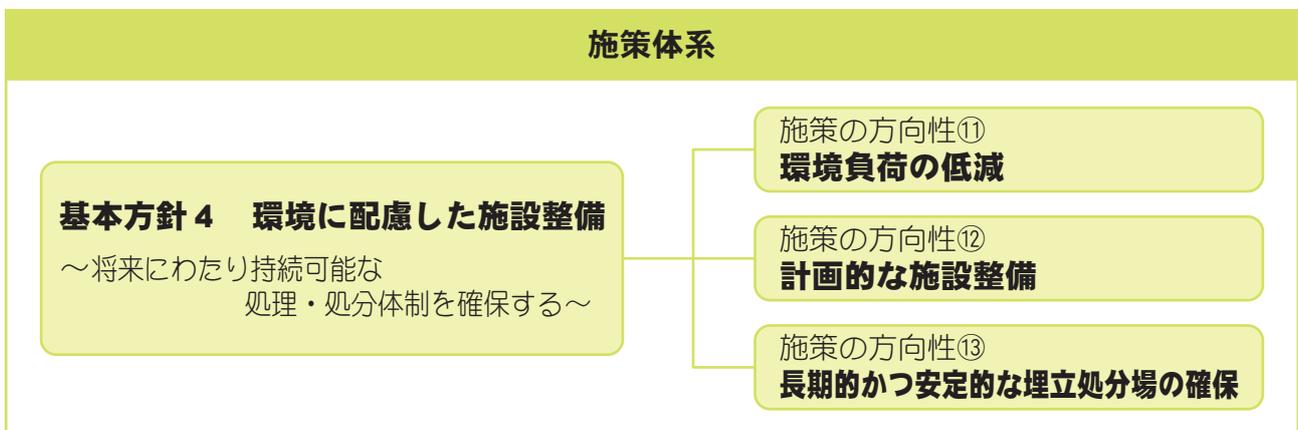
環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

ごみの減量や焼却灰等の溶融処理により、「ごみ非常事態宣言」当時に比べ、大幅に埋立量を削減することができました。今後も、埋立量削減のため、さらなる焼却灰の資源化をめざしていくとともに、ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーの活用を積極的に推進していきます。

また、平成 32 年度から設備更新に入る南陽工場に続き、猪子石工場、五条川工場の 2 工場が更新時期を迎えることから、長期的な整備計画を立て安定的な処理体制を確保していきます。

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。一方で処理が困難な物の埋立や、災害などのリスク対応の観点から、埋立量が減少しても安定的な埋立処分体制の確保が必要です。したがって今後も埋立処分場の確保と長寿命化に努めていきます。



指標			
項 目	現状 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成40年度)
ごみ処理量 <市外分を含む場合>	62万トン <67万トン>	59万トン <64万トン>	52万トン <57万トン>
焼却・溶融量 <市外分を含む場合>	61万トン <66万トン>	59万トン <64万トン>	52万トン <57万トン>
埋立量 <市外分を含む場合>	4.9万トン <5.2万トン>	4.1万トン <4.4万トン>	1.5万トン <1.8万トン>

基本方針 4

環境に配慮した施設整備

施策の方向性⑪

環境負荷の低減

＜焼却灰の資源化＞

平成 32 年度に稼働する北名古屋工場（仮称）において、焼却灰等の全量資源化を図ることにより、本市の埋立量を 2 万トン程度まで削減します。平成 32 年度以降は工場の整備にあたり既存建屋を有効活用していくため、配置上の問題から自工場における溶融処理は行わず、民間施設における焼却灰の溶融処理、セメント化及び焼成処理による資源化を検討します。

民間施設での資源化は、現状では広域処分場における処分コストに比べ高額となっている状況から、広域処分場を含めた既存処分場の状況、受け入れ可能な民間施設の状況やその資源化コスト、本市焼却工場の焼却灰の処理状況等を総合的に勘案しながら検討を進めます。

主な施策

- 北名古屋工場（仮称）における焼却灰等の資源化
- ◎ 設備更新（富田工場・南陽工場）後の焼却灰の資源化手法の検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜エネルギー回収の推進＞

焼却工場の整備にあたっては、既存建屋の有効活用という制約の中、高効率発電設備の導入を図るなど、より一層の熱エネルギーの活用を推進していきます。

また、収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備については、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、南陽工場への導入は見送ります。

今後のメタン発酵処理技術の進展状況によっては、焼却処理に比べて効率的なエネルギー回収や、CO₂排出量の削減も期待できる可能性があることから引き続き焼却工場への導入を検討していきます。

主な施策

- 発電効率の向上
- メタン発酵処理設備の導入検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜焼却工場の整備＞

平成 27 年度において、4 工場が稼働していますが、処理能力の 5 割を南陽工場が担っています（南陽工場の設備規模は、他の 3 工場分に相当）。南陽工場の老朽化による休止時にはごみ処理量の削減を前提にしても 2 工場分の整備が必要となることから、平成 32 年度稼働に向けて北名古屋工場（仮称）の建設と休止している富田工場の既存建屋を有効活用した設備更新を進めていきます。南陽工場の休止と北名古屋工場（仮称）、富田工場の稼働により工場の規模がほぼ平準化されることから、これ以降は 6 工場体制（5 工場稼働、1 工場整備）で施設整備を進めていきます。

南陽工場については、ごみ処理量、季節変動、災害リスク等を考慮して設備規模を 560 トン / 日に縮小し平成 38 年度頃の稼働をめざします。

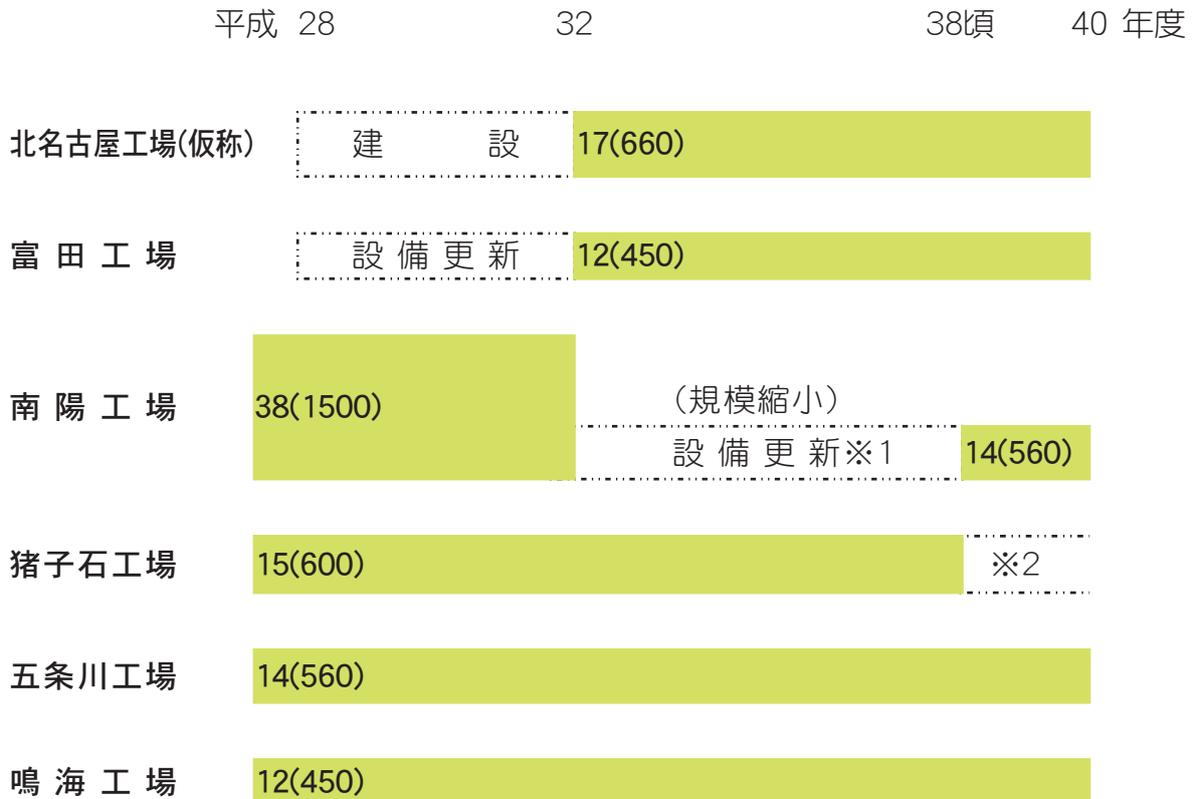
また、南陽工場が稼働する平成 38 年度頃には、猪子石工場は稼働後 24 年、五条川工場は稼働後 22 年を迎えることから、以下の観点を踏まえ、大規模改修、設備更新等の整備方法を検討していきます。

- ① 災害リスクや収集・運搬効率の観点からの地域バランスの確保
- ② コスト削減（既存建屋の有効活用等）
- ③ 設備の老朽化の状況

主な施策

- 北名古屋工場（仮称）の建設
- 富田工場の設備更新
- 南陽工場の設備更新
- 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

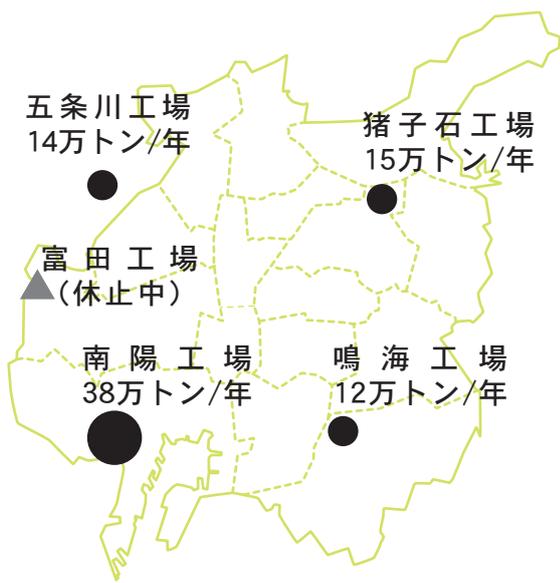


※ 数値は年間処理能力(万トン/年)、()内は設備規模(トン/日)

※1 溶融設備は、配置上の問題から導入は困難。
収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備は、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、導入を見送る。

※2 大規模改修(老朽化した重要な設備を更新)又は設備更新(建屋を有効活用して全ての設備を更新)

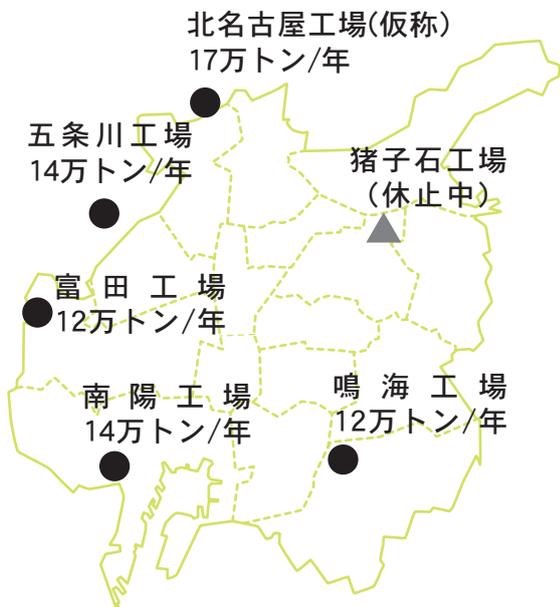
[図6-1 平成40年度までの施設整備計画]



平成27年度



平成32年度



平成38年度頃

凡例 ● 焼却工場 ▲ 休止中の焼却工場

[図6-2 焼却工場の配置]

＜破碎施設の整備＞

本市の不燃ごみ・粗大ごみの大半を処理している大江破碎工場は平成9年度から稼働しています。平成20年度の火災で被災した選別設備は更新しましたが、被災しなかった破碎機などの主要部分は老朽化が進行しており、大規模な補修が必要な時期を迎えています。

平成32年度に稼働する北名古屋工場（仮称）への破碎設備（50トン/5h）の導入により一定の地域バランス・リスク分散が図れるものの、大江破碎工場は引き続き稼働させていく必要があります。今後、南陽工場や他の焼却工場への破碎設備導入の可能性、コスト、リスク分散等の比較検討により大江破碎工場も含めた破碎施設の整備の方針を検討していきます。

主な施策

- 北名古屋工場（仮称）への破碎設備の導入
- 破碎施設の整備計画の検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜資源選別・保管施設の整備＞

資源の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえつつ、設備の老朽化に対応した補修や設備更新を検討していきます。

主な施策

- 資源選別・保管施設の整備

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜埋立処分場の長期活用＞

愛岐処分場は焼却灰だけでなく、処理が困難な物の埋立、埋立量が変動した場合の柔軟な対応、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わることのできない、本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要です。そのため、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設の改修の実施等により、長寿命化に対応する整備を計画的に行っていきます。

主な施策

◎ 愛岐処分場の長寿命化

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜広域処分場などの活用＞

愛知県が中心となって整備した、広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用していくことが必要です。また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村と連携し、関係機関に働きかけていきます。

なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

主な施策

□ 広域処分場の活用

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

＜新規処分場の検討＞

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。第二処分場に続く新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

主な施策

□ 新規処分場の検討

◎・・・新規・拡充 □・・・継続

趣
旨

ご
み
処
理
の
現
状

前
計
画
の
総
括

将
来
予
測

基
本
理
念
・
目
標

施
策

し
尿
等